

## 2021年全国知識産権局局長会議における申長雨の業務報告（抜粋）

公布時間：2021-01-22 出所：知識産権報



申長雨局長による業務報告

### 「十三次五か年」期間における知的財産業務の歴史的成果及び2020年の主な業務進展

「十三次五か年」期間中、習近平同志を核心とする党中央は知的財産業務を高く重視していた。習近平総書記は一連の重要な指示・論述を行い、中央全面深化改革委員会会議を複数回招集・主宰し、「知的財産権保護の強化に関する意見」「知的財産の総合管理改革の試行に関する全体方案」などの重要文書を審議・可決し、一連の重大な手配を整えた。李克強総理は国務院常務会議を複数回招集・主宰し、知的財産業務を研究・手配した。国務院は知的財産戦略実施業務部局間合同会議制度を構築し、王勇国務委員がその招集人を務めた。

党中央・国務院の意思決定・手配に基づき、全国知的財産システムは初心を忘れず、使命を胸に刻み、難関を攻略・克服し、錬磨・奮進し、国家知的財産戦略綱要及び「十三次五か年」計画で確定した主要目標・任務を円満に完成させ、歴史的な成果を遂げた。

一、知的財産権管理体制の歴史的再構築を実現した。党及び国家機構改革の手配に基づき、国家知識産権局を再構築し、専利、商標、原産地の地理的表示、集積回路配置図設計の集中的かつ統一的な管理を実現した。専利、商標法執行を市場監督管理の総合的法執行に統一的に盛り込み、知的財産権と品質管理、

標準化、独占禁止、医薬品監督管理等の業務との協調性を明らかに強化した。機構改革を通じて、全国知的財産システムの管理効果を更に向上させた。

二、知的財産法制度の構築において素晴らしい成果を上げた。知的財産を民法総則と民法典に相次いで盛り込み、知的財産分野の重大な法律原則を確立した。専利法第4次改正を完了させ、権利侵害に対する懲罰的賠償制度を構築し、医薬品専利期間補償制度と医薬品専利紛争早期解決メカニズムを増設し、意匠専利保護期間を延長した。商標法第4次改正を完了させ、権利侵害に対する懲罰的賠償基準を大幅に引き上げ、悪意ある商標登録行為を規制した。「専利代理条例」「オリンピック標章保護条例」などの法規を改正・整備した。

三、知的財産権保護効果を大幅に向上させた。中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁による「知的財産権保護の強化に関する意見」及びその推進計画を真剣に実行し、厳格な保護、幅広い保護、迅速な保護、同等な保護を総括的に推進した。40の知的財産権保護センターと22の早期権利擁護センターを設立し、権利擁護援助サービスネットワークが全国をカバーし、知的財産権保護規範化市場が118箇所到達し、100以上の知的財産権紛争調停組織や仲裁機構を育成し、国家海外知的財産権紛争対応指導センターとその支所10箇所を設立した。

「十三次五か年」期間中、知的財産権保護に対する社会満足度は72点から80点に上昇し、グローバル・イノベーション・インデックスにおけるランキングは29位から14位に上昇し、ビジネス環境レポートにおけるランキングは31位に上昇した。

四、知的財産の品質と効益を迅速に向上させた。専利品質向上プロジェクト、商標ブランド戦略及び地理的表示運用促進プロジェクトを着実に実施し、知的財産強省強市建設を推進した。国内（香港・マカオ・台湾を含まない）の人口1万人あたりの専利保有件数は15.8件に達し、国家「十三次五か年」計画の目標を超過達成した。有効な登録商標件数は3,017.3万件に達し、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の有効件数は4.4223万件に達した。登録された地域ブランド団体商標・証明商標は計192件で、地理的表示商標は計6,085件で、認定された地理的表示保護製品は2,391件で、地理的表示製品の

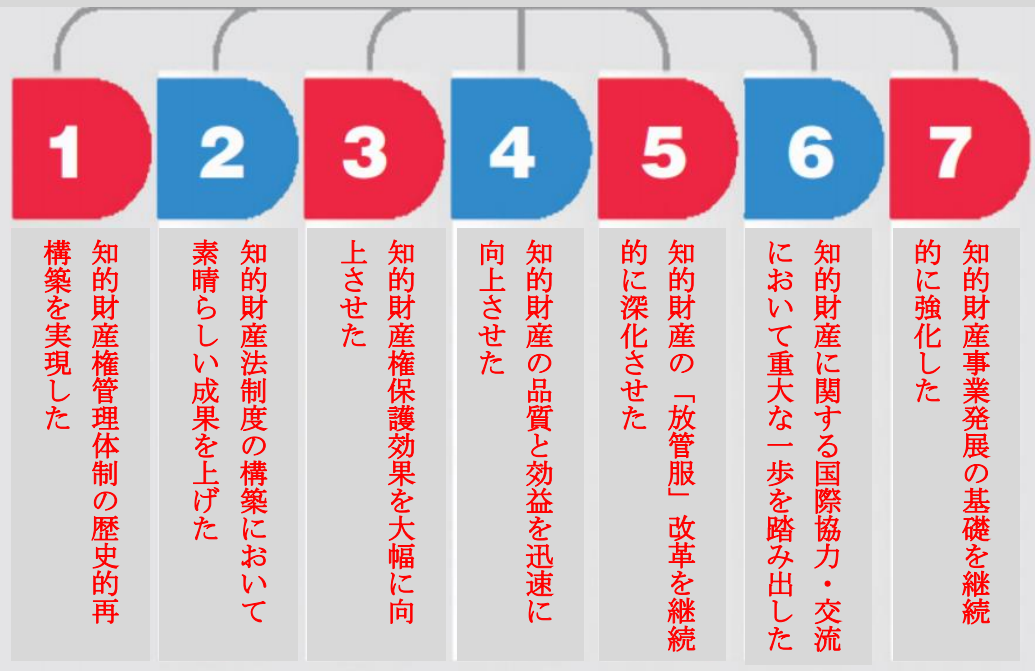
生産高は1兆元を超えた。財政部と共同で37の重点都市による知的財産運営サービスシステムの構築を支援し、13の知的財産運営プラットフォーム（センター）を配置・構築した。知的財産管理標準の実施貫徹認証に合格した企業は5.3万社で、育成された国家知的財産優良模範企業は5,729社であった。知的財産権質権担保融資総額は7,095億元で、「十二次五か年」期間の2倍になった。知的財産権ロイヤリティの輸出入額は2015年の231.1億米ドルから2019年の409.8億米ドルに上昇し、年平均で15.4%の増加となった。中国専利金賞130件を評価・選定し、新增売上高1兆元以上を創造した。特に2019年、PCT国際専利出願件数は世界1位に躍り出て、専利集約型産業の付加価値額は前年同期比7%増の11.5兆元に達し、国内外から広く注目されかつ肯定的に評価された。

五、知的財産の「放管服（訳注：行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化、サービス水準の向上）」改革を継続的に深化させた。『知的財産分野における「放管服」改革の深化と良好なビジネス環境の醸成に関する実施意見』を印刷・配布し、改革の更なる発展を推進した。知的財産権の審査品質と審査効率を継続的に高め、発明専利の審査期間を全体的に20ヶ月に短縮し、「十三次五か年」初期より2ヶ月短縮し、高価値専利の審査期間を14ヶ月に短縮し、商標登録の平均審査期間を4ヶ月に短縮し、「十三次五か年」初期より半分以上短縮した。専利、商標業務の取扱費用計471.7億元を減免した。専利代理業界参入制限を大幅に緩和し、対外開放試行を積極的に推進し、専利、商標代理業界の監督管理を強化した。全国28の省（区・市）及び15の副省級の都市で知的財産権情報公共サービス機構を設立した。51の世界知的所有権機関の技術イノベーション支援センターを展開・構築し、60の高等教育機関国家知的財産権情報サービスセンターを構築した。専利、商標の電子出願率はそれぞれ98.8%と98.0%に達した。全国27の省（区・市）は専利、商標受理窓口の統合を積極的に推進し、「一窓通弁（訳注：一つの窓口で全ての手続きができる）」ことを実現した。中国ビジネス環境評価の展開に協力し、知的財産権指標設定を最適化した。

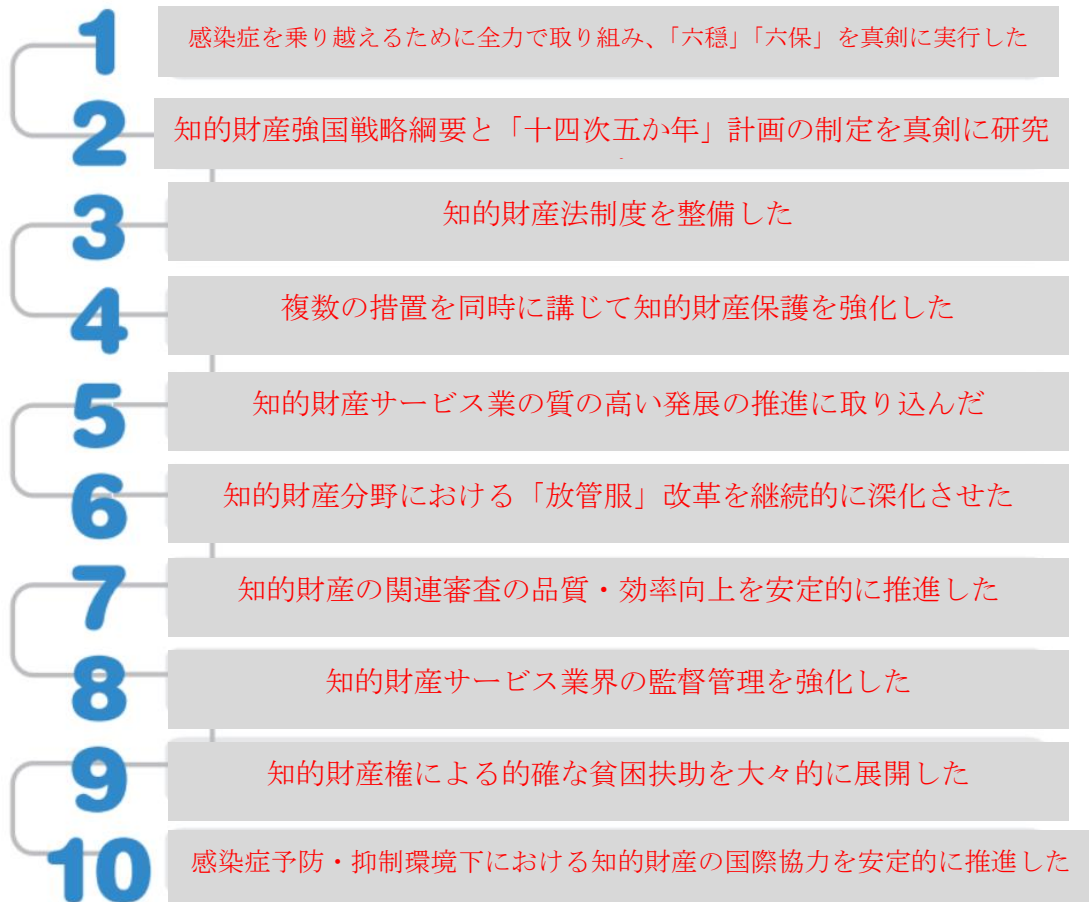
六、知的財産に関する国際協力・交流において重大な一歩を踏み出した。習近平総書記は知的財産に関する国際協定の締結に何度も立ち会い、国交における知的財産の役割はますます顕著になってきた。世界知的所有権機関の枠組みにおける多国間事務に深く参加した。「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議が2回、成功裏に開催され、習近平総書記からお祝いの書簡が送られ、8つの実務協力プロジェクトが重要な成果を遂げた。日米欧中韓、BRICS5カ国、中国－ASEAN、中国－アフリカなどの知的財産に係る実務協力を積極的に推進し、30の国や地域と専利審査ハイウェイ（PPH）を構築した。米中第1段階の経済・貿易協定、中欧地理的表示に関する保護協力協定、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）などの協議・交渉の完成に参加した。世界地理的表示大会を円満に開催した。「視聴覚的実演に関する北京条約」が正式に発効した。主導的に制定されたイノベーションプロセスの知的財産権管理標準は国際標準化機構の許可を得て公布された。

七、知的財産事業発展の基礎を継続的に強化した。7つの北京市外専利審査協作センターと5つの地方商標審査協作センターを設立した。世界知的所有権デー、全国知的財産権宣伝ウィーク、中国専利ウィークなどの活動を連続して開催し、知的財産に関する良好な世論環境を継続的に醸成した。中国国際専利技術と製品取引会、中国国際デザイン博覧会、中国知的財産年会、知的財産サービス万里行きなど一連の活動の影響力はますます上昇した。知的財産サービス機構は6万社を超え、従業員が80万人を超えた。全国中小学校における知的財産教育試行モデル校は165箇所到達し、国家知的財産研修基地は26箇所到達し、知的財産学科の専攻を開設した大学は93箇所であった。知的財産師の職階を国家職階シリーズに取り入れた。新しい国家知的財産専門家諮問委員会を立ち上げた。第1回の中国知的財産学術年次総会を開催した。中華全国専利代理師協会の総選挙を完成した。

「十三次五か年」計画で確定した主な目標・任務が円満に完成した



## 2020年の主な業務進展



特に2020年、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、全国知的財産システムは習近平総書記の重要指示の精神と党中央・国務院の意思決定・手配を真剣に貫徹・実行し、感染症予防・抑制と各業務遂行を総括的に推進し、顕著な成果を遂げた。

一、感染症を乗り越えるために全力で取り組み、「六穩」（訳注：6つの安定（雇用、金融、貿易、外資、投資、期待の安定））、「六保」（訳注：6つの維持（雇用、民生、市場主体、食糧・エネルギーの安全、産業チェーン・サプライチェーンの安定、末端組織運営の維持））を真剣に実行した。専利出願、商標登録、知的財産権質権担保融資などの利便化措置を早速打ち出し、市場監督管理総局、薬品监督管理局と共同で「操業再開・生産再開支援のための10カ条」を公布し、感染症予防・抑制に係る専利情報プラットフォームを開通し、関連専利の分析・研究報告を作成し、感染症予防・抑制に関する科学研究の難関突破に助力した。専利代理師職業資格に対する「先に就職し、後に証書を取得する」という段階的な措置を実施し、高等教育機関卒業生を積極的に採用した。「専利ナビゲーション指南」など7つの国家標準を作成・実施し、市場主体の活力を効果的に刺激した。

二、知的財産強国戦略綱要と「十四次五か年」計画の制定を真剣に研究した。知的財産強国戦略綱要を国務院に報告して審議を受け、「十四次五か年」知的財産権保護・運用計画を国家「十四次五か年」重点特別計画に盛り込んだ。

三、知的財産法制度を整備した。専利法改正の完成に協力し、商標法の更なる改正に関する調査研究・論証を展開し、商標、政府標章、地理的表示などの部門規則の制定・改正業務を展開した。

四、複数の措置を同時に講じて知的財産権保護を強化した。「知的財産権保護の強化に関する意見」推進計画を起草しかつその印刷配布を推進し、貫徹実行状況に対する検査・考査を展開した。「商標権侵害判断基準」「専利紛争行政調停事件処理ガイドライン」「知的財産権擁護援助の強化に関する指導意見」を印刷・配布し、最高人民法院と知的財産権紛争のオンライン訴訟・調停連携メカニズムを構築し、電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護管

理の国家標準を公布し、知的財産権行政法執行事例の指導を強化し、信用に基づく知的財産権の等級別分類監督管理業務試行を展開した。全システムが過去1年間に処理した専利権侵害紛争行政裁定事件は前年同期比9.9%増の4.2万件であった。

五、知的財産サービス業の質の高い発展の推進に取り込んだ。教育部、科技部と共同で「高等教育機関による専利の質の向上と転化・運用の促進に関する若干の意見」を打ち出し、110の大学を選出して試行模範業務を展開した。国務院国有資産監督管理委員会と共同で中央企業による知的財產業務の質の高い発展の推進に関する指導意見を打ち出し、重大な難関突破プロジェクトの専利ナビゲーション行動を開始し、「死命を制する」問題の解決を支援した。

六、知的財産分野における「放管服」改革を継続的に深化させた。政務サービスの「好評/悪評」制度を健全化し、専利代理機構審査許可及び専利費用減額告知承諾試行を展開した。世界知的所有権機関の技術イノベーション支援センターと大学国家知的財産権情報サービスセンターの建設・配置の推進を加速させ、知的財産権公共サービスネットワークの試運転を開始した。

七、知的財産の関連審査の品質・効率向上を安定的に推進した。通年で権利を付与された発明専利、実用新案専利、意匠専利はそれぞれ53.0万件、237.7万件、73.2万件で、商標登録件数は576.1万件であった。結審した専利拒絶査定不服審判事件は4.8万件で、無効審判事件は0.7万件で、商標審判事件は35.8万件で、異議申立事件は14.9万件であった。発明専利審査の結審正確率は92.2%に上昇し、商標登録審査の抜取り検査合格率は96.7%に達した。発行した集積回路配置図設計の登記証書は1.1727万件であった。

八、知的財産サービス業界の監督管理を強化した。「藍天」特別取締キャンペーンを深化させ、専利、商標代理業界の秩序を規範化し、面談を行った代理機構は2,950社で、是正を命じられたのは1,095社で、立件して調査処理した事件は330件で、行政処罰を下したのは182件で、信用承諾を完成した代理機構は2.5万社であった。一連のイノベーション保護を目的としない異常専利出願を選別し、法により使用を目的としない悪意ある商標登録出願を却下した。

九、知的財産権による的確な貧困扶助を大々的に展開した。専利技術による農業強化、商標ブランドによる農家増収、地理的表示による農業の振興を推進し、関連業務の全ての貧困扶助業務重点県及び広域特殊困難地区へのカバーを実現し、湖南省桑植県は知的財産権による的確な貧困扶助の世界的見本を造り上げ、河北省張家口市崇礼区は脱貧攻堅（貧困脱却の堅壘攻略戦）で冬季オリンピックの主催を促進した。

十、感染症予防・抑制環境下における知的財産の国際協力を安定的に推進した。世界知的所有権機関と「一帯一路」の知的財産協力に関する政府間協定を更新した。日米欧中韓五庁長官会合のビデオ会議を成功に主催した。延べ20回以上のハイレベルの多国間・二国間国際ビデオ会議に参加した。中欧地理的表示に関する保護協力協定の締結に協力し、その実行の準備業務を積極的に推進した。

知的財産業務の推進過程において、駐総局規律検査監察グループは習近平総書記の重要な指示・文書指示の精神及び党中央の意思決定・手配を貫徹・実行し、主体責任と監督責任を徹底かつ強化し、全面的な厳しい党内統治の更なる発展を推進し、中央の8項目規定精神を全面的に貫徹・実行し、「汚職する勇気をなくす」「汚職できる可能性をなくす」「汚職する気もなくす」体制・メカニズムを構築する上で大量かつ優れた成果を持つ活動を行い、極めて重要な役割を果たした。

この5年間、各地は自身の実情を踏まえて、改革・イノベーションを深化させ、地方の経済社会発展と国の重大戦略の実施を力強く支持した。例えば、全国28の省（区・市）の党委員会・政府は「知的財産権保護の強化に関する意見」を貫徹・実行するための関連政策を打ち出した。北京市、天津市、河北省は北京・天津・河北における知的財産協力協議業務メカニズムを継続的に深化させ、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省は長江デルタにおける知的財産権行政保護協力を継続的に強化し、広東省は粵港澳大湾区（広東・香港・マカオビッグベイエリア）における知的財産権保護の国境を越えた協力を大々的に推進し、重慶市、四川省は成渝地区における重点の知的財産権保護目録相互承認メカニ



ズムを構築し、江西省、広西チワン自治区、貴州省などの地方は汎珠江デルタ地域における知的財産の発展環境を継続的に最適化し、遼寧省、陝西省などの地方は高価値専利育成と転化・運用を大々的に促進し、黒龍江省、河南省などの地方は知的財産学科・専攻の構築及び知的財産人材の育成を強化した。山西省、内モンゴル自治区、湖南省、雲南省、チベット自治区、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団などは地理的表示に依託して特色ある経済の発展を推進し、吉林省、浙江省、福建省、山東省、貴州省は「放管服」改革を深化させ、知的財産の「ワンストップ式」サービスを造り上げた。特に国務院によって全国に普及された成功事例として、四川省は事前の財産権による激励を核心とする職務科学技術成果の所属権帰属改革を推進し、広東省は重点産業における専利ナビゲーション業務体制を構築し、海南省は知的財産権の証券化を推進し、江蘇省はフルチェーン、完全生態型の知的財産権運営サービスシステムを構築し、北京市、上海市、湖北省は知的財産権質権担保融資モデルを革新した。

上記成績の取得は党中央、国務院の正確なリードによる結果であり、各部門・各地方の多大な支持の結果であり、全システム幹部・職員の団結奮闘と全社会の積極的な参加による結果である。ここで、国家知識産権局を代表して、皆様に心から感謝する。

過去5年間の発展を振り返ると、いくつかの点を深く体得した。

一、党の指導を堅持し、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を真剣に学習・貫徹し、習近平総書記の知的財産業務に関する重要指示を完全に実行することは、業務を適切に遂行する根本である。

二、改革・イノベーションを堅持し、上手に改革方法で事業発展中に遭遇する様々な難題を解決し、改革で新たな原動力を作り出し、イノベーションで原動力を強化する。

三、客観的な法則の遵守を堅持し、知的財産の機能位置付けへの認識を継続的に深化させ、中国の実情に立脚するとともに国際的な経験を参考にし、自身の発展に奉仕する。

四、穩中求進（訳注：安定を維持しながら前進を求める）という業務の総基調を堅持し、質の高い発展の推進に取り組み、知的財産の質の高い発展で経済の質の高い発展を支持する。

五、全面的な厳しい党内統治を堅持し、党建設と業務の高度融合を推進し、党風・廉潔政治建設と反腐敗業務を着実に推進し、清潔で正しい環境を継続的に醸成する。

### 「十三次五か年」期間の主な業務データ



国内（香港・マカオ・台湾を含まない）の人口1万人あたりの専利保有件数は**15.8件**  
PCT国際専利出願件数は**世界1位**  
有効な登録商標件数は**3,017.3万件**  
マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の有効件数は**4.4223万件**

登録された地域ブランド団体商標・証明商標は**計192件**  
地理的表示商標は**計6,085件**  
認定された地理的表示保護製品は**2,391件**





知的財産権保護に対する社会満足度は72点から**80点**に上昇

グローバル・イノベーション・インデックスにおけるランキングは29位から**14位**に上昇

ビジネス環境レポートにおけるランキングは**31位**に上昇

知的財産権質権担保融資総額は**7,095億元**で、「十二次五か年」期間の2倍になった

知的財産権ロイヤリティの輸出入額は2015年の231.1億米ドルから2019年の**409.8億米ドル**に上昇した

専利集約型産業の付加価値額は**11.5万億元**に達した

地理的表示製品の生産高は**1万億元**を超えた



発明専利の審査期間を全体的に**20ヶ月**に短縮した

高価値専利の審査期間を**14ヶ月**に短縮した

商標登録の平均審査期間を**4ヶ月**に短縮した

全国**27の省（区・市）**は専利、商標受理窓口の統合を積極的に推進し、「一窓通弁」を実現した

習近平総書記による重要講話の精神の全面的かつ着実な学習・貫徹



2020年11月30日、中国共産党中央政治局は中国知的財産権保護業務の強化について第25回集団学習を行った。習近平総書記が学習を主宰しかつ重要講話を行い、新時代における中国知的財産権保護業務の全面的強化のために根拠と行動指針を提供し、重大な政治的意義、時代的意義、理論的意義、戦略的意義と実践的・指導的意義を有する。我々は着実に学習・体得し、精神の実質的・中核的な意義を正確に把握し、完全に貫徹・実行しなければならない。

一、知的財産権保護業務の重大な意義を正確に把握しなければならない。習近平総書記は、「イノベーションは発展を牽引する第一原動力であり、知的財産権保護はイノベーションを保護することである」と深く指摘し、かつ「知的財産権保護業務は国家ガバナンス体系・ガバナンス能力の現代化に関わり、質の高い発展に関わり、人民の生活の幸福に関わり、国家の対外開放の大局に関

わり、国家の安全に関わるものである」と強調した。習近平総書記の重要な論述により、知的財産権保護業務の重要性がかつてないレベルに引き上げられた。我々は上記「5つの関係」に立脚し、自覚的に知的財産権保護業務を国家経済社会発展の大局に統合し、各方面から強力な支援を提供しなければならない。特に知的財産権の厳格な保護によって、現代財産権制度の整備を促進し、要素市場化改革を深化させ、資源配分において市場が決定的な役割を果たすようにし、政府の役割をよりよく発揮させなければならない。法により各種の権利侵害・模倣行為を厳しく摘発し、供給システムの品質を高め、質の高い発展を推進しなければならない。消費者の権益を確実に守り、人民大衆が心配なく購入でき、安心して食べられ、快適に使えるようにしなければならない。ビジネス環境を最適化し、より高いレベルの開放型経済の新体制を構築し、国家の対外開放の大局を力強く支持しなければならない。中国自主研究開発のカギ・コア技術を効果的に保護し、重大なリスクを確実に予防・解決しなければならない。

二、知的財産権保護業務の戦略的な位置付けを正確に把握しなければならない。習近平総書記は、「社会主義現代化国家の全面建設のためには、国家戦略の高みと、新たな発展段階に入るという要求から出発し、知的財産権保護業務を全面的に強化し、現代化経済システムの構築を促進し、全社会のイノベーションの活力を奮い立たせ、新たな発展枠組みの構築を推進しなければならない」と深く指摘した。習近平総書記の重要指示により、新時代における知的財産権保護業務の目標・任務が深く明確にされた。我々は新時代における知的財産権保護業務の適切な実行に対する責任感、使命感、緊迫感を更に強化し、知的財産権の現代化経済システムにおける役目を正確に位置付け、知的財産権保護の全面的強化によって、対内のイノベーション奨励、対外開放の促進をより適切に行い、高水準市場システムの構築を推進し、より高いレベルの開放型経済を発展させ、国内大循環を主体とし、国内外の双循環が互いに促進する新たな発展枠組みの構築を支持しなければならない。

三、知的財産権保護業務の歴史的な方向を正確に把握しなければならない。習近平総書記は、「わが国の知的財産事業は継続的に発展し、中国の特色ある知的財産発展の道を歩み、知的財産権保護業務は歴史的な成果を得て、全社会の知

的財産を尊重・保護する意識は顕著に向上している。現在、わが国は知的財産導入大国から、知的財産創造大国に転換しつつあり、知的財産業務は数の追求から質の向上へと転換しつつある」と深く指摘した。習近平総書記の重要講話は成績を十分に肯定し、意気込みを大いに奮い立たせ、知的財産事業の歴史的な方向を更に明確にした。新しい歴史的出発点に立って、我々は事業発展の「歴史的成果」で、全システムの幹部・職員が仕事・起業の積極性を更に強化するよう奨励し、事業発展の新情勢・新特徴・新任務を正確に把握し、質の高い発展という時代のテーマを強調し、党の定めた方向に向かって落ち着いて前進し続け、中国の特色ある知的財産発展の道を揺るぎなく歩みなければならない。

四、知的財産権保護業務の根本的立場を正確に把握しなければならない。習近平総書記は、「自身を主とし、人民の利益を至上とし、公正かつ合理的に保護することを堅持し、知的財産権を厳格に保護するとともに、公共利益の確保とイノベーション奨励を一举両得にしなければならない」と深く指摘した。習近平総書記の重要講話は、人民を中心とする発展思想を十分に反映し、鮮明な価値志向を示した。我々は人民大衆の合法的權益が効果的に保護されているか、イノベーションの活力が効果的に刺激されているか、経済社会の発展が効果的に推進されているかを、知的財産権保護業務の成果を検証するための根本的な基準としなければならない。自身を主とすることを堅持し、世界知的財産制度の文明成果を十分に吸収・参考した上で、中国の国情に合致し、発展のニーズに適応する知的財産制度システムを構築しなければならない。公正かつ合理的に保護することを堅持し、権利者と社会公衆との間の利益のバランスを把握し、権利者の合法的權益を効果的に保護するとともに、知識の伝達・利用を有力に促進し、イノベーション成果が人民に恵みをもたらすようにしなければならない。

五、知的財産に関する国際協力・競争戦略を正確に把握しなければならない。習近平総書記は、「人類運命共同体の理念を堅持し、「開放・包摂的、バランスがとれ普遍的に恩恵が及ぶ」という原則を堅持し、世界知的所有権機関の枠組の下における知的財産のグローバルガバナンスに深く参加し、知的財産及び関連国際貿易・国際投資等の国際ルール・基準の整備を推進し、グローバルな知

的財産ガバナンス体制が更に公正かつ合理的な方向へ発展するよう推進しなければならない。「一帯一路」共同建設沿線国家・地域との知的財産協力を深化させ、知識の共有を唱導しなければならない」と深く指摘した。習近平総書記の重要講話により、知的財産の国際協力・競争における戦略的要求が深く表明された。我々は国の改革開放の大局に着眼し、知的財産権保護の国際協力を更に大々的に強化しなければならない。特に世界知的所有権機関、「一帯一路」、日米欧中韓、BRICS5 カ国などの知的財産協力プラットフォームを借りて、知的財産に係る国際ガバナンスシステムの継続的な整備を推進しなければならない。国内外のバランスのとれた保護を強化し、法により在中国外資企業の合法的な知的財産権を厳格に保護するとともに、外国政府が中国知的財産権への保護を強化するよう推進しなければならない。国家安全に関わる重要なコア技術の自主研究開発と保護を大々的に強化し、法により国家安全に関わる知的財産権の対外譲渡行為を管理し、効率的な国際知的財産権リスク早期警告・応急メカニズムを形成し、国家安全と発展利益を効果的に維持しなければならない。

六、知的財産権保護業務の重点任务を正確に把握しなければならない。習近平総書記は講話において知的財産権保護業務のトップレベルデザインの強化、知的財産権保護業務の法治化レベルの向上、知的財産権のフルチェーン保護の強化、知的財産権保護業務体制メカニズム改革の深化、知的財産分野の国際協力・競争の統一的推進、知的財産分野の国家安全の維持などについて重点的な手配を行った。これは習近平総書記が全局に立脚し、将来に着眼し、知的財産権保護業務について行った重大な手配であり、強い指向性と指導性を有する。この6つの方面は互いに関連し、有機的に統合されており、知的財産権保護業務の肝心な分野と中核的なプロセスである。我々は習近平総書記のこの6つの重要指示を全面的に把握し、系統的な観念を樹立し、業務の重点を強調し、具体的なプランを制定し、その実行を共同推進し、実際の行動で「2つの擁護」を実践し、習近平総書記の重要指示が知的財産分野で徹底され、成果を遂げるよう確保しなければならない。

## 「十四次五か年」知的財産業務の全体的構想及び 2021 年の重点業務

「十四次五か年」時期は中国が「小康社会（訳注：ややゆとりのある社会）」を全面的に完成させ、1 つの 100 年の奮闘目標を実現した後、勢いに乗じて社会主義現代化国家の全面的な建設に向けた新たな征途を開始し、2 つ目の 100 年の奮闘目標に邁進する最初の 5 年間である。同時に、我々が国家知的財産戦略綱要と「十三次五か年」計画の各目標・任務を順調に完了させ、勢いに乗って知的財産強国の全面的な建設に向けた新たな征途を開始する最初の 5 年間でもある。「十四次五か年」期間における知的財産業務の適切な実施は重大な意義を有する。習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想と第 19 回党大会、第 19 期二中全会、三中全会、四中全会、五中全会の精神を着実に学習・貫徹し、習近平総書記の知的財産業務に関する重要指示・論述及び党中央・国务院の意思決定・手配を着実に実行し、全国市場監督管理業務会議の要求を実行し、質の高い発展をテーマとし、知的財産権保護の全面的強化をメインとし、知的財産権の創造の品質、運用効益、管理効果及びサービス水準を大々的に向上させ、知的財産権保護に関する国際協力をより一層強化し、現代化経済システムの構築、全社会におけるイノベーションの活力の刺激、新たな発展枠組みの構築推進のために有力なサポートを提供しなければならない。





今年は「十四次五か年」の序盤の年であり、知的財産強国戦略綱要を実施する最初の年でもり、今年の業務を適切に実施するには、次の8つの側面から取り組まなければならない。

(一) 知的財産のトップレベルデザインを適切に行い、知的財産強国戦略と「十四次五か年」計画の実施を開始する。

知的財産強国戦略綱要、「十四次五か年」知的財産権保護・運用計画の審議と印刷配布・実施に協力する。年次計画を制定し、秩序ある実施を推進し、最初の一步を踏み出し、新しい状況を生み出す。綱要や計画と国家「十四次五か年」計画、国家の地域や業界の重大発展戦略との有機的な連携を適切に行い、調和のとれた連動を実現する。各地は実情を踏まえて、綱要や計画を確実に実

行すると同時に、地方の知的財産戦略と計画の制定・実施を適切に行わなければならない。

より高い水準で知的財産強国建設の試行・模範業務を推進する。知的財産強国建設の試行模範管理弁法を制定し、局・省の知的財産協力協議の内容を充実化させ、都市、県域、園区、企業及び高等教育機関や科学研究所などにおける試行模範業務を統一的に推進し、知的財産強国建設の基礎を強化する。各地は試行模範業務に積極的に参加し、業務のハイライトを得るよう努力し、複製・普及可能な経験と実践を形作らなければならない。

(二) 知的財産法制度を整備し、知的財産業務の法治化レベルを向上させる。

関連法律制度の制定・改正推進を加速させる。専利法実施細則の改正を適切に行い、「専利審査指南」の適応的改正を完成させる。商標法の更なる改正に関する調査研究・論証を適切に行い、地理的表示の立法を強化し、「商標代理管理弁法」及び「商標審査及び審査基準」の改正を積極的に推進する。ビッグデータ、人工知能、遺伝子工学などの新分野・新業態における知的財産権保護規則の制定を研究する。各地が知的財産権に関する総合的な立法を積極的に推進し、新分野における知的財産権保護の展開を模索するよう奨励する。

知的財産権法治実施システムの推進を加速させる。知的財産権の行政による権利確定、行政法執行及び司法保護の連携を健全化し、審査・権利付与基準、行政法執行基準及び司法裁判基準の有機的統一を促進する。知的財産権に係る行政法執行業務指導制度の構築を強化する。専利権侵害紛争の行政裁定制度を健全化し、知的財産権侵害紛争の検証鑑定に関する技術支援システムの構築を推進する。全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争処理業務メカニズムを構築し、医薬品紛争早期解決メカニズムを実施する。各地は知的財産権行政保護メカニズムと能力の構築を継続的に強化しなければならない。

(三) 知的財産権の創造の質を大々的に向上させ、質の高い発展を推進する。

知的財産権審査の品質と効率を継続的に向上させる。専利、商標審査の全プロセスの品質統制メカニズムを構築・整備し、スマート審査技術の利用を強化

し、審査プロセスを改善し、案件と審査資源の配分を最適化する。専利審査の新モデルを模索し、審査理念のイノベーション、技術の更新、業務のイノベーションを推進する。商標登録の迅速な拒絶及びグリーンチャンネル加速モデルを構築し、商標異議申立、審判に関する複雑な事件の審査・審理期間を継続的に短縮する。

知的財産権の高品質の創造志向を強調する。「十四次五か年」知的財産発展指標を最適化し、専利出願への助成を全面的に取り消し、後続の転化・活用、行政保護及び公共サービスへの支援を重点的に強化する。実用新案制度の改革推進を模索する。イノベーション保護を目的としない異常専利出願及び使用を目的としない悪意ある商標登録行為を厳しく摘発する。各地は更に思想を統一し、質の高い発展の要求を確実に徹底しなければならない。

イノベーション主体の知的財産権管理能力を向上させる。科学研究機構における知的財産権保護・運用を強化するための政策・措置の制定を加速させる。財政支援の科学研究プロジェクトにおける専利情報開示制度の構築を促進する。中央企業による知的財産の質の高い発展を推進する。中小企業における知的財産戦略推進プロジェクト及び国家知的財産試行モデル大学の建設を着実に推進する。知的財産管理標準の実施貫徹を継続的に最適化し、国際標準化機構（ISO）のイノベーション及び知的財産権管理システムの普及に深く参加する。

専利ナビゲーション及び専利賞評価選定業務を深化させる。国家の重要なコア技術を中心に一連の専利ナビゲーションプロジェクトを実施し、「死命を制する」問題の解決に助力する。産業基礎再建プロジェクトの実施に協力し、関連知的財産権の創造・備蓄を促進しなければならない。専利ナビゲーションガイドラインにおける一連の国家標準の実施を普及させ、専利ナビゲーションの各主体のイノベーション的意思決定過程への統合を推進する。カギとなる分野の自主的な知的財産権の創造・運用に対する中国専利賞の奨励を強調する。

（四）知的財産権保護を全面的に強化し、高水準の市場システムの構築を促進する。

「知的財産保護の強化に関する意見」の実行を深化させる。知的財産権保護の検査・考査業務メカニズムを更に整備し、問題是正を推進する。知的財産権保護試行モデル区の建設を開始し、知的財産権保護に対する社会満足度調査を継続的に展開する。各地は知的財産権保護の属地責任を真剣に履行し、各措置が実施されかつ効果を得られるよう確保しなければならない。

広範な保護業務枠組みの構築を加速させる。知的財産権保護センターの展開を最適化しかつ加速させ、権利擁護援助業務を強化し、権利侵害紛争の行政裁定制度を健全化し、調停組織と仲裁機構を育成し、オンライン訴訟・調停連携を適切に行い、信用に基づく知的財産権の等級別分類監督管理試行を着実に推進し、規範化市場の構築を強化する。電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護管理基準の実施を普及させ、特殊標章、政府標章及びオリンピック標章の保護を強化する。地理的表示の保護を厳格化し、地理的表示管理改革を深化させる。各地は知的財産権保護の調和のとれた連動を強化し、業務のシナジーを形成しなければならない。

知的財産権の総合的管理体制を健全化する。知的財産権保護における中央政府の任務・職責を適切に強化し、地方の業務遂行の意欲を十分に奮い立たせる。市場監督管理総局に協力して知的財産分野の独占禁止業務を適切に行い、知的財産権の濫用を防止し、イノベーション要素の自主的かつ秩序ある流動、効率的な配分を促進する。各地はチーム構築を強化し、管理と法執行能力を継続的に向上させなければならない。

(五) 知的財産権の転化・運用効益を大々的に向上させ、実体経済の発展を支持する。

知的財産権の転化・運用メカニズムを整備する。知的財産権評価システムを健全化し、知的財産権帰属制度を改善し、知的財産権価値評価メカニズムと基準を整備する。専利開放許諾制度を実行し、専利転化特別計画を実施する。各地は実情を踏まえて、知的財産権の転化・運用に関する効果的な措置を大胆に模索しなければならない。

知的財産運営サービスを最適化する。知的財産市場化運営メカニズムの関連政策を制定・整備し、運営取引規則を健全化し、運営プラットフォームの監督管理を強化し、財政資金で支援される運営プロジェクト及び重点都市に対し全プロセスの業績管理と追跡監督を行う。知的財産権金融サービスの健全な発展を推進する。各地は市場化志向を堅持し、知的財産運営を推進し、知的財産権質権担保融資「入園恵企（園区に入園し、企業に恵みをもたらす）」などの業務を着実に展開しなければならない。

知的財産集約型産業を強化する。専利集約型産業の付加価値の会計と発表メカニズムを整備する。商標ブランド戦略と地理的表示運用促進プロジェクトを着実に実施し、地理的表示による農村振興助力行動を開始し、地域ブランドと特色ある地理的表示製品づくりに取り組む。各地は国家の関係部門の指導下で当地区における専利集約型産業の付加価値の会計を展開し、専利集約型産業の強化を促進することができる。

知的財産サービス業の監督管理を強化する。「藍天」特別活動を継続的に展開し、長期的な代理業界監督管理メカニズムを構築する。知的財産サービス業の質の高い発展を促進するための政策を打ち出し、知的財産権代理サービスの品質評価を展開する。知的財産サービス業の集積区を最適化・アップグレードする。専利代理機構の業務執行告知承諾制の改革を全面的に実施する。各地は知的財産サービス業の監督管理を確実に強化し、違法・規則違反行為の摘発を強化し、規範に合いかつ秩序ある業界環境・秩序を醸成しなければならない。

(六) 知的財産権公共サービス能力向上プロジェクトを実施し、イノベーション的發展によりよく奉仕する。

知的財産権公共サービスの統一的な計画を強化する。住民便宜の知的財産権公共サービスシステムを健全化・整備し、知的財産権公共サービス資源を統合し、公共サービスネットワークを整備し、公共サービス分野を拡大し、省級の知的財産権情報サービスと地級市の総合的知的財産権公共サービスを強化する。国家知的財産権ビッグデータセンターと公共サービスプラットフォームプロジェクトの構築を推進し、100の技術・イノベーション支持センター構築の

第1期目標を完成させ、一連の高等教育機関国家知的財産権情報サービスセンターを新設する。

知的財産権公共サービスの標準化構築を推進する。「知的財産分野における「放管服」改革の深化と良好なビジネス環境の醸成に関する実施意見」を継続的に実行し、知的財産権公共サービス事項リストを作成し、知的財産権公共サービスの標準を統一させる。「知的財産権基礎情報データベース規範」の利用を普及させる。各サービス窓口を引き続き統合し、「ワンストップ式」サービスを実現する。中国ビジネス環境評価体系の知的財産権評価業務に協力する。各地は評価結果を適切に利用し、改革を継続的に深化させ、特色化、差別化した知的財産権公共サービスプラットフォームの構築を加速させる。

(七) 知的財産権保護に関する国際協力・競争を統一的に推進し、国家の対外開放の大局によりよく奉仕する。

知的財産のグローバルガバナンスに深く参加する。世界知的所有権機関の多国間事務に積極的に参加し、中国のハーグ協定への加入の完了を加速させる。地域的な包括的経済連携協定(RCEP)の知的財産関連条項及び中欧地理的表示に関する保護協力協定を全面的に実行し、地理的表示の相互認定・相互保護を安定的に推進する。重点国家や地域との実務協力を深化させ、日米欧中韓による商標五庁と意匠五庁の年次会合、中日韓、中モ露、中国-ASEANなどの知財庁長官会合をしっかりと開催する。

「一帯一路」知的財産協力を深化させる。感染症予防・抑制環境下における「一帯一路」知的財産協力の新体制・新モデルを研究する。関係地方は「一帯一路」知的財産の国際協力・交流に積極的に参加し、協力のハイライトを造り上げる。

知的財産分野の国家安全を維持する。知的財産権の対外移転審査制度を健全化し、国家安全に関わる知的財産権の対外移転行為への管理を強化する。国家海外知的財産権紛争対応指導センターの構築・運営を加速させ、中国企業の海外知的財産権リスク早期警告・権利擁護援助を強化する。各地は「走出去(訳注:対外進出)」企業への知的財産サービスを強化しなければならない。

(八) 知的財産事業発展の基礎を強化し、管理とサービス能力の水準向上に取り組む。

知的財産の宣伝教育を強化する。メディア融合を加速し、広範な宣伝業務枠組みを構築する。知的財産の公益研修を強化し、全社会の知的財産意識を強化する。世界知的所有権デー、全国知的財産権宣伝ウィークなどの大型活動をしっかり組織し、対外に中国の知的財産の物語をしっかり語る。全国知的財産システムの先進団体と先進個人選出表彰業務を適切に行う。各地は知的財産宣伝を積極的に展開し、知的財産文化理念の伝達を強化する。

知的財産人材の育成を強化する。知的財産システムの幹部・職員の専門化研修を大々的に強化し、地方の知的財産行政管理者の順次研修を着実に推進し、管理とサービス水準を継続的に向上させる。若者の知的財産人材育成を強化し、職階制度改革の実施業務を適切に行う。知的財産学科専攻体系の構築及び大学の学歴教育を支持し、若干の国家知的財産人材育成基地を設立する。知的財産シンクタンクの構築を強化する。各地は様々な研修資源を十分に活用し、実務型人材の研修を着実に展開しなければならない。

知的財産業務を適切に行い、知的財産事業に対する党の全面的指導を終始堅持し、政治レベルで知的財産業務に対する党と国家の事業発展の新たな要求を的確に把握し、政治的判断力、政治的理解力、政治的執行力を向上させ、全面的な厳しい党内統治を継続的に深化させ、政治機関の建設を大々的に推進し、党建設と業務の高度融合を促進し、党創立 100 周年記念行事をうまく展開し、意識形態の責任制を十分に実行しなければならない。作風建設の年を手掛りとし、作風建設を継続的に強化し、中央の 8 項目規定及びその実施細則の精神を着実に実行し、四つの悪風（訳注：形式主義・官僚主義・享楽主義・贅沢浪費の風潮）を継続的に是正し、形式主義と官僚主義を断固として是正しなければならない。少しも手を緩めず、常態化した感染症予防・抑制に力を入れ、各予防・抑制措置を詳細化しかつ実行し、知的財産の優位性を積極的に発揮し、感染症予防・抑制に関する科学研究の難関突破に助力し、「六穩」「六保」任務を全面的に実行しなければならない。

皆様、「思想なしには発展できない、奮闘してこそ新たな勝利につながる。」我々は、習近平同志を核心とする党中央の周囲により緊密に団結し、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導を堅持し、「四つの意識（訳注：政治意識、大局意識、核心意識、一致意識）」を増強し、「四つの自信（訳注：中国の特色ある社会主義の道への自信、理論の自信、制度の自信、文化の自信）」を固め、「二つの擁護（訳注：習近平総書記の中共中央・中国共産党の核心としての地位の擁護と中共中央の権威及び集中的・統一的指導の擁護）」を成し遂げ、知的財産権保護を全面的に強化し、知的財産強国の建設を加速させ、新しい発展理念の貫徹、新たな発展枠組みの構築、質の高い発展の推進のために有力な保障を提供し、優れた成果で党創立 100 周年をお祝いしよう。（記者 蒋文傑／撮影）

出所：2021 年 1 月 22 日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/22/art\\_53\\_156324.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/22/art_53_156324.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。